

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 20 年 2 月定例会

第 1 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 20 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 2 月定例会会議録

平成 20 年 2 月 15 日金曜日

議 事 日 程 第 1 号

平成 20 年 2 月 15 日 (金) 定例会

午後 3 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 号 平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算 (第
2 号) の専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第 3 号 平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算 (第
3 号)
- 第 8 議案第 4 号 平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算
- 第 9 議案第 5 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数
の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の
協議に関し議決を求めることについて

以 上

本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	4
第 2	会期の決定	4
第 3	議長の報告	4
第 4	管理者の報告	4
第 5	議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
第 6	議案第 2 号 平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第 2 号)の専決処分の承認を求めることについて	7
第 7	議案第 3 号 平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第 3 号)	8
第 8	議案第 4 号 平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算	9
第 9	議案第 5 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	10

出席議員(12名)

議 長	志 田 丈 司 君
副議長	福 田 利 喜 君
1 番	伊 藤 安 男 君
2 番	小 小 利 弘 君
3 番	菅 野 広 紀 君
4 番	菊 池 孝 君
5 番	岩 崎 松 生 君
6 番	菅 原 規 夫 君
7 番	平 田 武 君
8 番	高 橋 靖 君
10 番	熊 谷 常 孝 君
11 番	藤 倉 泰 治 君

欠席議員(1名)

9 番	平 松 福 一 君
-----	-----------

説明のため出席した者

管理者	野	田	武	則	君
副管理者	甘	竹	勝	郎	君
副管理者	中	里	長	門	君
副管理者	加	藤	宏	暉	君
事務局長	高	橋	清	一	君
総務課長	新	沼	秀	人	君
事業課長	橋	本	英	雄	君
事業課主幹	北	野	和	敏	君
会計管理者	前	川	公	二	君
監査委員	佐	藤	稻	満	君
監査委員事務局長	道	又	清	司	君

事務局職員出席者

総務課 課長補佐	菊	池	公	男
総務課 総務係長	熊	谷	善	男
総務課 係長	佐々木	々々	真	一
幹事	白	澤	良	樹
幹事	寺	澤	英	人
幹事	菅	野	直	男
幹事	佐々木	々々	俊	行
幹事	千	葉	忠	

午後 3 時会議を開く

議長(志田 丈司君) それでは本日の会議を始めます。本日の出席議員は、12 名で定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

欠席の届出は、9 番 平松福一君の 1 名であります。

只今から本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により議事を進めてまいります。

議長(志田 丈司君) 日程第 1、本日の会議録の署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、11 番、藤倉泰治君、12 番、福田利喜君の両名を指名いたします。

議長(志田 丈司君) 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、定例会の会期は本日 1 日間とすることに決定をいたしました。

議長(志田 丈司君) 日程第 3、議長の報告であります。

今次、本定例会の審議案件として、お手元に配布いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 5 号までの議案 5 件の送付がありましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでございますので、御了承を願います。

以上で議長の報告を終わります。

議長(志田 丈司君) 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇を願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

管理者(野田 武則君) 平成 20 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、ごあいさつを兼ね広域ごみ処理施設建設に向けた現在の取り組み状況及び平成 20 年度の主要な施策の取り組みについてご報告を申し上げます。

私は地域振興のために政治を志し、地域の皆様のご理解とご支援をいただ

きながら、岩手県議会議員として微力ながら県政の発展と地域の振興に努めてまいりました。

しかし、昨年10月2日当組合の管理者でもありました小沢前釜石市長の突然の訃報という思いもよらない事態が起きました。

こうした中昨年11月19日釜石市長の任に就き、翌20日当組合を構成する3市2町の市長、町長の中から互選により当組合管理者に選ばれ、皆様と共に今後当組合の運営を預かることになりました。

私は、行政は住民のものであると考えております。住民の皆様の参加をいただきながら、当組合が目指すべき循環型社会の構築の実現のため、組合議会をはじめ国、県、構成市町並びに関係諸団体等の協力、連携を密にして住民の皆様の期待に応えていくつもりです。

それでは、組合の現在の取組み状況と平成20年度の主要な施策について、ご報告申し上げます。

はじめに、建設予定地周辺での環境影響評価についてであります。平成18年度、平成19年度の2カ年にわたり、調査、検証を行い、昨年11月には、当組合の環境影響評価にかかる岩手県の技術審査会が開催されております。

組合から、これまでの調査結果や環境への配慮等への取組み方法などを報告し、特に大きな問題もなく審査会が終了しております。

この環境影響評価業務におきましては、業務の受託業者が破産するという想定外の事態が起り、岩手県の技術審査会への影響等、対応に苦慮しておりましたが、只今ご報告いたしましたとおり、特に大きな問題もなく済んでおります。

また、本日破産に伴う環境影響評価業務の追加発注にかかる補正予算の専決処分承認についてお諮りいたしますが、破産業者との契約解除に伴う履行保証保険金により、幸いにも新たな財政負担は生じることはなく、業務を継続することができました。

今後は、このような事態が起らないよう、情報収集等に努めてまいり所存であります。

次に、事業者の選定についてであります。事業者の選定方法と選定作業につきましては、公平性、透明性、客観性等を考慮し、学識経験者等で組織される委員会を設置するとともに、実施方針の公表、要求水準書案の公表など選定にかかる透明性を確保してまいりました。

今月2月22日には、入札公告を予定しておりますが、これまで仮称としていた施設名称につきましても、岩手沿岸南部クリーンセンターとして公表をいたします。

4月には入札が実施され、予定価格内での入札及び提案内容が委員会審査において問題がなければ、7月には事業者が決定し契約できる見込みとなっております。

平成20年度からは、施設の建設に着手することとなりますが、建設に要する費用だけでも100億円を超える大事業であり、構成市町への財政負担も相

当なものになると認識しております。

また、岩手沿岸南部クリーンセンターは、今後 15 年以上の長きにわたり、沿岸南部地域のごみの中間処理を一手に引き受ける施設であるとともに、住民生活にも直結する施設でありますことから、安全性の確保や環境保全には最大限の努力を図ってまいり所存であります。

私は、政治家としての経験も少なく浅学菲才でありますので、議員各位に何かとご指導いただくことと存じますが、何卒特段のご理解をいただき、沿岸南部地域の住民の福祉の向上と環境行政の進展のため、格別のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます私からの報告といたします。

議長（志田 丈司君） 以上で管理者の報告を終わります。

議長（志田 丈司君） 日程第 5、議案第 1 号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 高橋清一君登壇〕

事務局長（高橋 清一君） ただ今、議題に供されました議案第 1 号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

この条例は、国の例に準じて、一般職の職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定に係る所要の改正を行おうとするものでございます。

このうち、給料月額及び扶養手当に関する改正規定につきましては、平成 19 年 4 月 1 日から、また、平成 19 年度 12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.775 月としようとする改正規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用させようとするものです。

さらに、平成 20 年度以降の勤勉手当の支給月数について、6 月期を 0.75 月とし、12 月期を 0.75 月としようとする改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行しようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（志田 丈司君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志田 丈司君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（志田 丈司君） 日程第 6、議案第 2 号平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 高橋清一君登壇〕

事務局長（高橋 清一君） ただ今、議題に供されました議案第 2 号岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 2 号）の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書第 2 号の専決処分にかかる議案書をご覧願います。

本件は、環境影響評価業務の受託業者の破産による当該業務の再委託に伴い、予算執行上、予算編成の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 11 月 20 日付けで専決処分を行いましたことから、同条第 3 項の規定により今議会に報告し、承認を求めるものでございます。

同じ冊子となっております予算書の 1 ページをご覧願います。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 458 万 7 千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,836 万円としようとするものでございます。

2 ページをご覧願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の内容といたしましては、歳入につきましては、前年度繰越金及び破産にかかる履行保証保険金の雑入を計上しております。

歳出につきましては、環境影響評価業務の追加発注に必要な経費を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、同じ冊子となっております、補正予算に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（志田 丈司君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志田 丈司君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（志田 丈司君） 日程第 7、議案第 3 号平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 高橋清一君登壇〕

事務局長（高橋 清一君） ただ今、議題に供されました議案第 3 号平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 3 号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております平成 19 年度補正予算書の 1 ページをご覧ください。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,140 万 4 千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,695 万 6 千円としようとするものでございます。

2 ページから順次ご覧を願います。

第 1 表歳入歳出予算補正におきまして、本補正予算案の概要をご説明申し上げます。

歳入の主な内容といたしましては、第 1 款分担金及び負担金におきまして、事務・事業費の増減に伴う構成市町からの分担金の減額を計上しております。

第 3 款国庫支出金におきまして、事業費は減額しておりますが、19 年度交付金が 20 年度分を前倒しでの交付見込み額となることに伴う既決予算額との差額を計上しております。

第 6 款繰入金におきまして、繰入れ対象事業費の減額及び履行保証保険金収入に伴う事業特定財源の増により、基金からの繰入れを取りやめたことによる、繰入金の減額を計上しております。

第 7 款繰越金におきまして、前年度繰越額につきまして、既決予算額との差額を計上しております。

次に、歳出の主な内容といたしましては、第 2 款総務費におきまして、職員 9 人分の給与費について、決算見込みに伴う減額を計上しております。

また、国庫支出金の交付金が前倒しで交付されたことに伴う、20 年度交付金相当額及び事業費の一部が 20 年度に繰り延べされることに伴う財源分を財政調整基金積立金に計上いたしております。

第 3 款衛生費におきましては、環境影響評価業務や事業者選定業務の 19 年度事業費の確定に伴う、既決予算額との差額を減額計上しております。

4 ページをご覧ください。

第 2 表債務負担行為補正におきましては、事業者選定業務委託の一部が 20 年度に繰り延べすることに伴い、20 年度分事業費 924 万円を計上いたしております。

なお、ただ今ご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第 3 号平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 3 号につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項

第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（志田 丈司君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 3 号を採決いたしたいと思えます。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志田 丈司君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（志田 丈司君） 日程第 8、議案第 4 号平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算を議題といたします。

議長（志田 丈司君） 提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 高橋清一君登壇〕

事務局長（高橋 清一君） ただ今議題に供されました、議案第 4 号平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております予算書の 1 ページをご覧願います。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を 12 億 1,879 万 8 千円としようとするもので、19 年度当初予算と比較いたしますと、10 億 9,502 万 5 千円、884.7% の増となっております。

これは、平成 20 年度から施設建設に着手することから、建設に要する経費を計上しているためでありまして、建設に要する費用を除いた、平成 19 年度当初予算額との比較では、1,632 万 5 千円、13.2% の減となっております。

2 ページから順次ご覧願います。

第 1 表歳入歳出予算におきまして、予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに歳入についてであります。第 1 款分担金及び負担金は、組合を構成いたします、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町からの分担金につきまして、均等割 10%、平成 23 年度の計画ごみ量に基づいた利用割 90% の割合で算定いたしました額、2 億 3,180 万 3 千円を計上しておりまして、平成 19 年当初との比較では、1 億 1,732 万 3 千円 102.5% の増となっております。

第 3 款国庫支出金につきましては、建設着手に伴う交付金 2 億 8,918 万円を計上いたしております。平成 19 年度当初との比較では 2 億 8,699 万 8 千円、13,153% の増となっております。

第 6 款繰入金につきましては、19 年度において前倒しで交付されることとなった国庫支出金相当額及び事業者選定業務の一部が 20 年度に繰り延べとなったことに伴う財源分を財政調整基金に積立し、20 年度に実施する事業者

選定業務 924 万と同額を 20 年度に繰り入れして事業費にあてることとしております。

第 9 款組合債につきましては、20 年度から施設建設に着手することに伴う起債について、一般廃棄物処理施設整備事業のごみ処理施設整備事業債を限度額 6 億 8,840 万円として計上しております。

次に、歳出であります。第 2 款総務費は、6,729 万 2 千円で、建設に従事する職員分の給与費を衛生費に計上したことにより、19 年度当初予算額より 2,671 万 1 千円、28.4%の減となっております。

第 3 款衛生費は、建設着手、職員 3 人分の給与費及び用地賃借等に伴う経費 11 億 5,012 万 2 千円を計上しており、19 年度の当初予算額より 11 億 2,254 万 2 千円、4,070.1%の増となっております。

20 年度事業といたしましては、岩手沿岸南部クリーンセンター建設費用全体の 10%相当、設計・施工・監理業務委託料、事業者選定業務委託料、建設用地の賃借料を計上いたしております。

第 2 表債務負担行為につきましては、岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業、設計・施工・監理業務委託、岩手沿岸南部クリーンセンター用地賃借の施設建設にかかる 3 件を計上いたしております。

第 3 表組合債につきましては、岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業に充当する組合債の発行予定額を計上いたしております。

なお、ただ今ご説明申し上げました平成 20 年度予算の詳細につきまして、同じ冊子となっております予算に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第 4 号平成 20 年度予算につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（志田 丈司君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 4 号を採決いたしたいと思っております。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志田 丈司君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（志田 丈司君） 日程第 9、議案第 5 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議長（志田 丈司君） 提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 高橋清一君登壇〕

事務局長（高橋 清一君） ただ今議題に供されました、議案第5号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

この議案は、平成20年3月31日をもって解散する久慈地区広域行政事務組合を同日をもって、岩手県市町村総合事務組合から脱退させ、久慈広域連合の常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務、消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務及び消防職員に係る賞じゅつ金の支給に関する事務を、平成20年4月1日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更することの協議に関し議決を求めようとするもので、地方自治法第292条において準用する同法第290条の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（志田 丈司君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志田 丈司君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（志田 丈司君） 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。各位には、熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして平成20年2月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午後3時32分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

志 田 丈 司

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

藤 倉 泰 治

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

福 田 利 喜